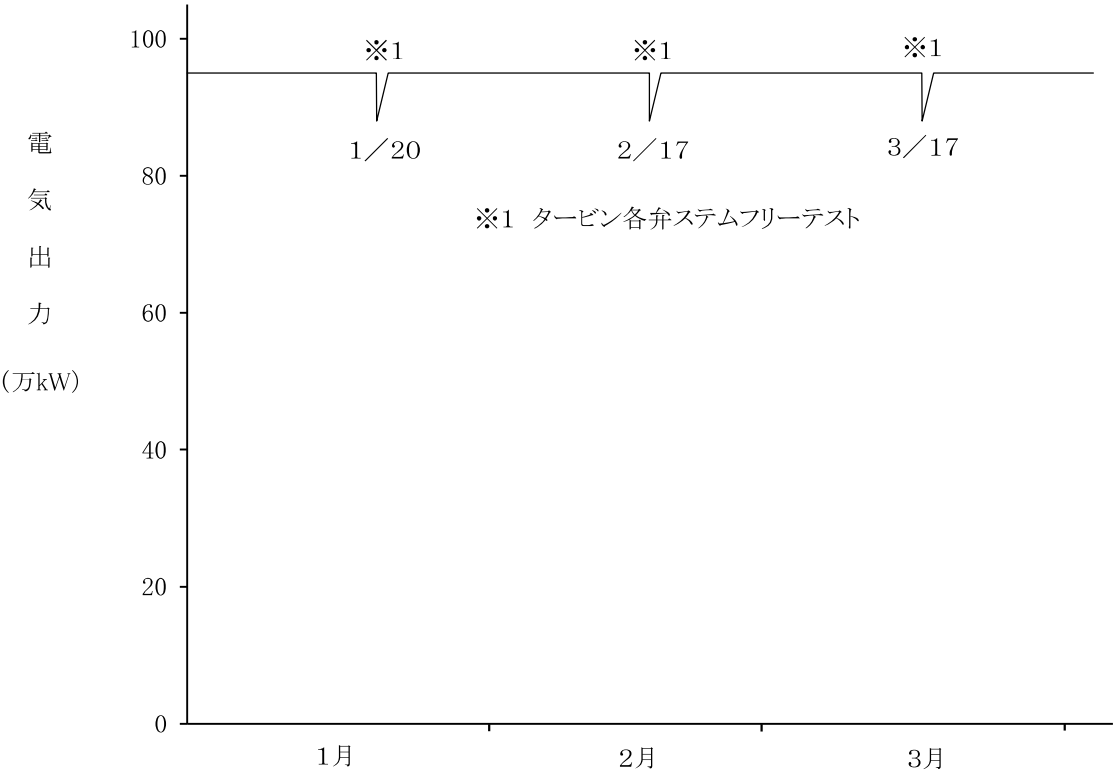


令和7年8月25日
九州電力株式会社

川内原子力発電所1号機運転状況
(令和7年1月～3月)



1. 発電実績

項 目	1月～3月の実績	備 考
発電電力量(発電端)	20.7億 kWh	発電日数 90日

2. 放射性廃棄物の管理状況

項 目		放 出 量 (Bq) ※2		(参考) 放出管理目標値※4 (放出管理の基準値)
		1月～3月	年間累計 ※3	
気 体 廃 棄 物	希 ガ ス	ND	2.7×10^9	年間 1.7×10^{15} Bq
	よ う 素 131	ND	ND	年間 6.2×10^{10} Bq
※4 液 体 廃 棄 物	液 体 廃 棄 物 (トリチウムを除く)	ND	ND	年間 7.4×10^{10} Bq
	ト リ チ ウ ム	3.6×10^{12}	4.2×10^{13}	(年間 1.1×10^{14} Bq)
※4 ※5 固 体 廃 棄 物	発生量等(200ℓドラム缶相当本数)			貯蔵庫容量 約37,000本
		1月～3月	総累計	
	発 生 量 (A)	371	28,150	
	焼却等減少量 (B)	42		
	増 加 量 (A-B)	329		

※2 放出量(Bq)は、排気(排水)中の放射性物質の濃度(Bq/cm³)に、排気(排水)量(cm³)を乗じて算出。
なお、放射性物質の濃度が検出限界未満の場合はNDと表示。検出限界濃度は、国の指針に基づいて次のとおり設定している。

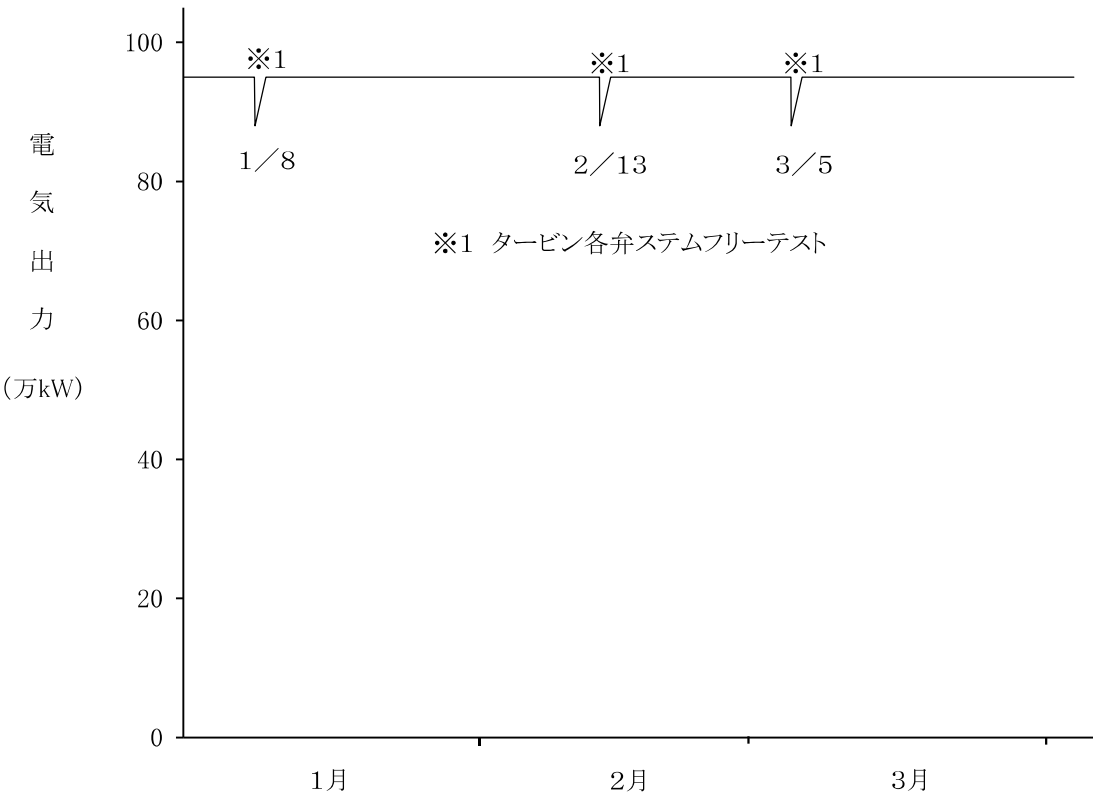
- ・希ガス : 2×10^{-2} Bq/cm³以下
- ・よう素131 : 7×10^{-9} Bq/cm³以下
- ・液体廃棄物(トリチウムを除く) : 2×10^{-2} Bq/cm³(Co-60で代表した)以下

※3 毎年4月1日からの累計を示す。

※4 1, 2号機合計の値を示す。

※5 発電所の運転に伴い発生する低レベル放射性廃棄物

川内原子力発電所2号機運転状況
(令和7年1月～3月)



1. 発電実績

項目	1月～3月の実績	備考
発電電力量(発電端)	20.7億 kWh	発電日数 90日

2. 放射性廃棄物の管理状況

項目		放出量 (Bq) ※3		(参考) 放出管理目標値 ※5
		1月～3月	年間累計※4	
気体廃棄物	希ガス	ND	2.6×10^9	年間 1.7×10^{15} Bq
	よう素 131	ND	ND	年間 6.2×10^{10} Bq

※3 放出量(Bq)は、排気(排水)中の放射性物質の濃度(Bq/cm³)に、排気(排水)量(cm³)を乗じて算出。なお、放射性物質の濃度が検出限界未満の場合はNDと表示。検出限界濃度は、国の指針に基づいて次のとおり設定している。

- ・希ガス : 2×10^{-2} Bq/cm³以下
- ・よう素131 : 7×10^{-9} Bq/cm³以下

※4 毎年4月1日からの累計を示す。

※5 1, 2号機合計の値を示す。

注) 液体廃棄物及び固体廃棄物については、1, 2号機合計の値を1号機の運転状況に記載。

玄海原子力発電所構内における小型無人飛行機 (ドローン) と思われる3つの光の確認について

2025年8月25日
九州電力株式会社

1. 要旨

- 当社においては、原子力発電所の周辺上空の監視や警備を、関係機関と連携しながら実施しています。
- そのような中、7月26日に玄海原子力発電所周辺上空にて3つの光を警備員が確認しました。
(7月27日当社HP「玄海原子力発電所構内における小型無人飛行機(ドローン)と思われる3つの光の確認について(続報)」でお知らせ済)
- 当社は関係機関へ通報連絡を行うとともに、その後の対応は警備当局と連携して実施しており、警備当局が実施する事実確認に対し、必要な協力を行っているところです。
- また、川内原子力発電所においても、今回の事案を受けて、通常警備に加え、上空監視や、落下物、不審物等がないか特に注意を払いながら、発電所の警備を実施しています。
- 当社としては、従来から実施している警備当局との連絡会議などを通じ、玄海及び川内原子力発電所の警備について協議を行い、対策を進めてまいります。
- さらに、通報連絡における情報を正確に伝える、速やかに伝える等の更なる改善について、原子力規制庁との協議を進めています。
- 当社は、引き続き、発電所を安全に運転していくために、核物質防護について、緊張感を持って適切に対応を継続してまいります。

2. 事象概要

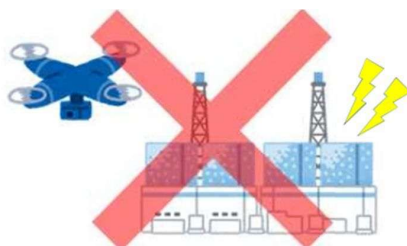
- 2025年7月26日(土)21時頃、玄海原子力発電所周辺上空において、3つの光を、発電所正門の警備にあたっていた警備員により確認しました。
- 当社は警備当局と速やかに連携し、監視を継続するとともに、核物質防護上の「情報収集事態相当事案」と判断し、原子力規制庁及び関係自治体へ通報連絡を行いました。
- その後、発電所構内全域にわたり、落下物、不審物等がないことを確認し、翌27日(日)0時30分頃には、異常のないことを確認*しました。
その後も警備員による上空監視の強化を継続しました。
* 明朝明るくなっても、再度、運転員及び警備員の巡視による搜索を行い、落下物や不審物がないことを改めて確認。
- 本事案に伴う発電所設備への影響がないことを確認しており、発電所の安全性に問題はありませんでした。

2

(参考1)原子力発電所における小型無人飛行機(ドローン)に対する主な対策

- 当社ホームページで、国の法律※により、原子力発電所を含む国の重要施設等の周辺地域の上空における小型無人飛行機等の飛行が禁止されていることをお知らせしています。
- 発電所上空を飛行物が飛行していないかを警備員等が監視しています。

※ 重要施設の周辺地域の上空における小型無人飛行機等の飛行の禁止に関する法律



原子力発電所

【小型無人飛行機(ドローン)の飛行禁止(国交省ホームページより抜粋)】

3

(参考2) 警備当局他との連携

○原子力発電所その他の重要な原子力施設の警備に関し、警備当局、自衛隊、規制当局及び施設管理者の協力関係を緊密なものとし、必要な警備対策及び連携取組の推進方策について協議するため、中央原子力発電所等警備連絡会議が設置されています。

○当社も連絡会議に参加し、警備当局と連携を密にし、原子力発電所の警備に努めています。

	原子力発電所等警備連絡会議	
	中央原子力発電所等警備連絡会議	地方原子力発電所等警備連絡会議
警察	警察庁警備局長	道県警察本部長
海保	海上保安庁海上保安監	海上保安部の長
自衛隊	防衛省統合幕僚監部総括官	陸上自衛隊方面総監部幕僚副長
規制庁	原子力規制庁次長	原子力規制事務所の長
施設管理者	電力会社の役員等 電気事業連合会役員	原子力発電所等の対象施設の長
その他	資源エネルギー庁次長 文部科学省研究開発局長 内閣官房危機管理審議官	—

(原子力発電所等警備連絡会議の設置(令和4年12月21日)より作成)

4

(参考3) 特定重大事故等対処施設について

原子炉補助建屋等への故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムにより、原子炉を冷却する機能が喪失し炉心が著しく損傷した場合に備えて、原子炉格納容器の破損を防止するための機能を有する施設である特定重大事故等対処施設を設置しています。

➤川内1号機：2020年 11月11日から運用開始

➤川内2号機：2020年 12月16日から運用開始

特定重大事故等対処施設（特重施設）

①原子炉への注水設備

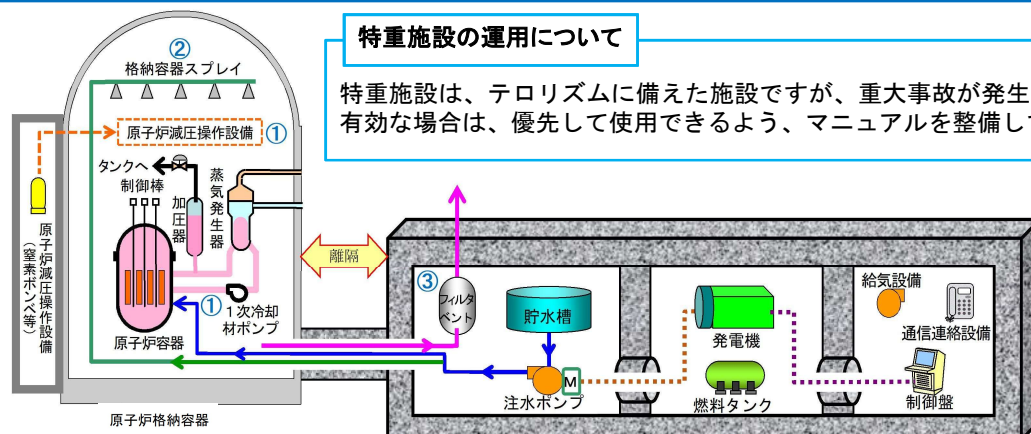
専用の貯水槽やポンプを用いて、原子炉を冷却します。また、原子炉への注水を確実にできるよう、減圧操作設備により原子炉内の圧力を下げます。

②原子炉格納容器へのスプレイによる冷却・減圧設備

専用の貯水槽やポンプを用いて、原子炉格納容器内へ水をスプレイし、原子炉格納容器内の圧力上昇を緩和します。

③フィルタベントによる放射性物質の低減

原子炉格納容器の破損防止のために原子炉格納容器内の空気を大気へ放出する場合には、フィルタを通すことで放射性物質を低減します。



5